

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第28号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1 略 <u>(1)～(4)</u> 略 2～7 略	別表（第2条関係） 1 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第 1表 使用料の部に掲げる使用料のうち次に掲げるもの <u>(1) 香川県庁ホール使用料</u> <u>(2)～(5)</u> 略 2～7 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。